

当院における身体拘束最小化に関する取り組みについて

2026年6月1日

1. 身体的拘束に対する方針

当院において、患者又は他の患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない

2. 身体的拘束最小化チームの設置

チームは、医師・看護師・薬剤師・リハビリ・医療ソーシャルワーカー・事務員など多職種で構成する

3. 身体的拘束最小化チームの活動内容

(1) 身体的拘束最小化に向けたラウンド

(2) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンス

- ①高齢者虐待、身体的拘束等に関する規定（マニュアル）等を定期的に見直しする。
- ②発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているのかの確認をする。
- ③虐待または身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討および対策を講じる。
- ④職員は身体拘束状況を現状にて把握する。
- ⑤職員向け教育研修の企画立案・実施。
- ⑥日常的ケアを見直し、入院患者に対して尊重されたケアが行われているか検討する。
- ⑦「身体拘束をしないケアの工夫」を参考に検討する。
- ⑧その他必要と認められる事項。

4. 職員研修の実施

- ①身体的拘束最小化のため、職員研修を年2回以上定期的に開催
- ②入職時には、オリエンテーションで必ず研修を実施する。

5. 身体的拘束の実施状況（2026.6.1時点）

- ①療養病棟 直近3カ月 0%
- ②地域包括ケア病棟 直近3カ月 1.46%

甘木中央病院 院長